

台湾の TPP/RCEP 政策と実現可能性

平川幸子

(早稲田大学留学センター准教授)

【要約】

本稿は、台湾の FTA 政策について、馬英九政権の戦略や成果を検討しながら、TPP/RCEP 加盟の可能性を考察する。台湾にとって、TPP/RCEP 加盟は対中国経済依存を按配する効果もあり、根本的に対中政策と切り離せない性格を持っている。馬政権は、中国大陸との関係改善を前提に、地域経済統合への参入を目指したが、政治的にも大陸側に傾斜した印象が強まった。今後は、住民の意思である「現状維持」を守りながらの TPP/RCEP 政策が求められる。結論として、参加のための根拠や制度が整っている TPP を最優先するのが賢明である。TPP では、米中両大国のパワーゲームから離れ、兩岸関係とは違う次元での加盟プロセスが想定できる。国際制度の中で、民間人同士の社会関係をベースにした経済市場統合に参加を目指すことは無理ではない。台湾は、グローバルな市民社会アクターとして、民主主義や自由貿易、法の支配など普遍的価値に基づいた行動を貫くことで、利益や繁栄、安全を実現していく姿勢が望ましい。

キーワード：TPP、RCEP、現状維持、国際制度、米中パワーゲーム

一 はじめに

21世紀に入り東アジアの地域協力とともに進展してきたFTAの波は、2012年頃から新段階に入った。二国間FTAに加えて、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携協定）、日中韓FTAなどメガFTAを目指す多国間交渉が活発化した¹。企業のグローバル化が進む中、原材料調達から生産販売まで国際生産ネットワークの結びつきを妨げる政策や制度は全て貿易障壁となり、国際貿易のルールは国境措置から国内措置に争点が移っている。ルール作りの主体も、停滞しているWTOからメガFTAに移った。そこでは、関税障壁だけではなく現行のWTOではカバーされていない分野（WTOプラス）が交渉されている。

台湾の馬英九政権の任期は、このようなアジア地域経済統合が飛躍的に発展した時期と重なる。それはまた、中国のパワーが上昇した時期でもあった。馬政権が成立した2008年は、中国・ASEAN自由貿易協定の発効を2年後に控えていた。また、産業構造的に競合関係にある韓国が、東アジアのみならず米国やEUなどと手広く果敢にFTA政策を推進していた。外交的制約から正式な政府間経済協定を締結できない台湾は、この時点で既に出遅れていた。

馬総統によれば、2014年度時点での台湾のFTAカバー率は約10%であり、他のアジア主要国と比べてもかなり低い²。FTAの不在から

¹ TPPは、ブルネイ、チリ、シンガポール、ニュージーランド、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本の12カ国が交渉に参加し、2015年10月に大筋合意した。RCEPは、ASEAN10か国に加えて日中韓、オーストラリア、ニュージーランド、インドというASEAN+6の枠組みで交渉が行われている。

² FTAカバー率とは、FTA発行済み国・地域との貿易が全体に占める比重のこと。例

くる関税障壁、相手国への投資や知的所有権での不利益は、台湾拠点のグローバル・サプライチェーン、バリューチェーン構築の障害となる。台湾企業が利益を確保するために経営資源を海外移転させた結果、台湾では産業の空洞化が生まれた³。しかし、台湾のFTAに関する関心は今まで比較的低かった。外国から見た場合、台湾の平均関税率は十分開放的な水準に達しており、新たなインセンティブは少ない⁴。また、台湾内部では、農業を保護する立場からFTAに対する一般的な理解や支持が広がらなかったのが理由である。

馬政権は、就任当初より、アジア太平洋地域における地域協力枠組みへの参加やFTA締結の意向について言及していたが、2014年からはその主張に2つの変化が生まれた。第1に、従来は「2020年までにTPP加盟を目指す」という言い方だったが、「早ければ早いほどよい」と言い始めたこと、第2に、従来はTPPに関してのみ言及していたのが、ここに来てRCEPを同様に前面に出してきたことであ

えば、ジェトロの集計によると、2014年の主要国・地域のカバー率は、日本22.3%、韓国41.1%、中国18.7%、米国40.1%、シンガポール77.2%である。「世界の貿易ルール形成の動向」ジェトロ、42ページ、https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2014/pdf/2014-2_rev.pdf (2016年3月25日アクセス)。ちなみに馬総統は、台湾がTPP及びRCEPに参加できれば、カバー率を現行の10%から70%まで引き上げられるとの認識を示している。「馬英九総統が『台湾外籍記者聯誼会(TFCC)』講演会に出席」台北駐大阪経済弁事処ウェブサイト、2015年4月13日、http://web.roc-taiwan.org/jposa_ja/post/4290.html (2016年3月25日アクセス)。

³ 金堅敏「アジア地域経済統合における2つの潮流と台湾参加の可能性」『富士通総研レポート』No. 417 (June 2014)、<http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/research/2014/report-417.html> (2016年3月24日アクセス)、14-15ページ。

⁴ WTOの調査によると、2014年9月時での全商品の平均関税率は6.3%(農産物16.9%、非農産物4.7%)である。ちなみに韓国は16.6%(農産物56.0%、非農産物10.2%)、中国は10.0%(農産物15.8%、非農産物9.1%)日本は4.7%(農産物19.0%、非農産物2.5%)である。参照：“Trade Profiles,” WTO, <http://stat.wto.org/CountryProfile/WSDBCountryPFReporter.aspx?Language=E> (2016年3月24日アクセス)。

る。2014年の新年あいさつの全ての機会で、台湾はTPPとRCEPを同時並行で参入を目指すという「双軌並進」を明確に表明している。1月には行政院内にグローバル経済貿易戦略としてTPP/RCEPタスクフォースを設置、9月には經濟部国際貿易局内にTPP/RCEPの専門部署を開設した。加盟に当たり現交渉参加国の支持協力を得るための広報資料も各国別に作成、対外説得活動の準備を開始したのである。

本稿では、台湾のFTA政策について、馬政権の戦略や成果など具体的な事例を扱いながら、TPP/RCEP加盟の可能性を考察する。アジア太平洋地域全体の国際政治やパワー変動を視野において、政治外交的にユニークな地位にある台湾にとってのFTAの意義を探りたい。もともと東アジアのFTAは経済領域だけの問題ではなく、安全保障や高度に政治的な戦略イシューと一体化しやすいと指摘される⁵。台湾の場合、その傾向は一層顕著に現れる。主権国家を構成単位とする国際組織への参加が難しい台湾にとって、メガFTAへの参入は経済利益だけの話に留まらず、グローバルな市民社会アクターとして生存と安全を確保する方法でもある。本稿が指摘するように、台湾にとってTPP/RCEP政策は対中経済依存を按配する手段でもあり、根本的に対中政策と切り離せない性格を持っている。台湾は、兩岸関係の「現状維持」という住民の意思に沿って政策を考慮する必要がある。同時に、その政策は、米中両大国のパワーゲームによる緊張が高まる環境下での中台関係の再調整となるため、地域全体の安全保障上の課題につながる。それゆえに、周辺諸国も台湾の置かれ

⁵ Saori N. Katada and Mireya Solis eds., *Cross Regional Trade Agreements: Understanding Permeated Regionalism in East Asia* (Berlin: Springer, 2008); 浦田秀次郎、平川幸子「東アジアFTAと国際政治—安全保障と経済のネットワーク」天児慧、松岡俊二、平川幸子、堀内賢志編『アジア地域統合額 総説と資料』(勁草書房、2012年)。

ている立場を理解し、地域の不安定化を招くことなく台湾社会を地域経済統合に包含する道を慎重に探る必要がある。

二 馬政権下における中台関係の改善

1971年に国際連合を脱退後、外交パートナーを次々と失った台湾（中華民国）であるが、少なくとも冷戦期には、経済社会分野において中国大陸を上回る国際競争力を発揮することで、独立した存在感を維持してきた。対外関係においては「政経分離」「民間窓口」を原則とする方式に基づき諸外国とのバイラテラルな交流を充実させてきた⁶。冷戦後には、李登輝総統のイニシアチブの下で民主主義体制に移行、対外政策でも実務外交を推進し「エコノミー（経済体）」の資格で香港・中国とともに APEC への加盟を果たすなどの成果をあげたが、その代償として大陸との関係に新たな軋轢が生まれた。1997年のアジア通貨危機以後に生まれた様々な地域協力の制度形成において、台頭していた中国が主体的に関与し、中国の主張に関係諸国が配慮したことで、結果的に台湾は外交的空間から排除されていった⁷。グローバル化と同時に進行したアジア地域主義の動きに取り残されてしまったのである。

台湾の21世紀は、民進党の陳水扁政権の誕生とともに始まった。現状維持を唱えながらも徐々に独立志向を強める陳水扁政権に対して、中国は強く反発し強硬な牽制を行った。中国共産党は、2005年に「反国家分裂法」を施行し武力行使の可能性も示しながら台湾独立を法的に封じ込めただけでなく、野党であった国民党に急接近

⁶ 平川幸子『「二つの中国」と日本方式—外交ジレンマ解決の起源と応用』（勁草書房、2012年）。

⁷ 平川幸子「アジア地域統合と中台問題」『国際政治』158号（2009年10月）、158-160ページ。

した。ここに民進党に対抗する国共の政治同盟関係が生まれた。国民党は、中国との協調関係を背景として、アジアでの地域協力・地域統合への参加を可能にする新たな方法論を持つことになったのである。

2008年の総統選に勝利した国民党の馬政権は「活路外交」と称し、中国との関係改善を利用して、地域統合における台湾経済の孤立や周辺化を打開しようとした。陳水扁期のように兩岸関係を敵対化させて地域を不安定化させるのではなく、兩岸の友好関係を築いて地域の安定に貢献する。そうすることで、第三国は中国に遠慮せず安心して台湾との実質的關係を強化できる。それにより、台湾の国際的地位や利益を上昇させるという二段構えの戦略であった。

実際、馬政権成立直後には、1998年以来中断されていた海峡交流基金会（台湾側）と海峡兩岸關係協會（大陸側）による兩岸協議が再開され⁸、中台間の直行便開設、大陸からの団体観光客受け入れ、食品安全、空運・海運、郵政協定が次々と締結された。翌年にも犯罪取り締まり、金融、農産品検疫、検査、漁船員労務など実務面での協力協定締結が相次いだ。そして、2010年6月に重慶で締結された兩岸經濟協力枠組み協定（Economic Cooperation Framework Agreement, ECFA）が、馬政権の二段構え政策を推進する上での重要な基礎となった。ECFAでは、物品貿易とサービス貿易で先行的な関税引き下げ措置が実施されることになり、対象品目と業種リストが

⁸ 兩岸交流を扱う窓口として海峡交流基金会（海基会）と海峡兩岸關係協會（海協會）が設置されたのは1991年である。翌年の香港での会談に続き、1993年にはシンガポールで辜振甫海基会董事長、汪道涵海協會長とのトップ会談が実現し4つの協定が締結された。その後、1999年に当時の李登輝総統が兩岸關係を「特殊な国と国との關係」と海外メディアのインタビューで発言したことから中国側が兩岸協議をキャンセルし、その後、陳水扁期にも復活することはなかった。

定められたが、その対象は圧倒的に中国が多く、また台湾の農産物はリストから外された。中国側の大幅な譲歩により成立している同協定は、WTO標準でのFTAとはいえないが、今後の兩岸関係を方向づける上で大きな政治的意義をもっていた。

ECFA締結に対して、民進党や台湾團結連盟などの野党は国内産業への打撃などの経済的要因だけではなく、台湾が中国に併呑される政治的懸念から存立にかかわる問題として反対した。兩岸協定の批准に関する曖昧な手続き制度、馬総統と王金平立法院長との対立などの問題はあったが、民意の支持も強く、立法院での審議を経てECFAは9月に発効した⁹。ECFA以降の兩岸協議は、投資保護・促進協定、税関協力協定、人身の自由と安全、などの分野で協力関係を進めてきた。交流の制度化に合わせて窓口機関の相互交換設置なども検討され、高官レベルでの公式チャンネルも確立されてきている。行政院大陸委員会と中国国務院台湾事務弁公室の主任同士による閣僚級会談が、2014年2月に南京で初めて開催されたのに続き、同年6月台北、2015年5月金門島、同年10月広東において継続的に実施された。さらに、2015年11月にはシンガポールで馬英九総統と習近平国家主席が会談するという劇的な展開があった。肩書の代わりに互いに「先生」と呼び合う兩岸首脳の間談は、1949年の中台分断以降、66年ぶりの歴史的な出来事であった。

この間、国民党と共産党の協調関係の基盤となり、馬英九・習近平会談でも再確認されたのが「92年コンセンサス（九二共識）」と呼ばれる政治的合意であった。中国政府の正統性を争って長年対立を続けてきた「一つの中国」原則が、両者を劇的に結びつけたのであ

⁹ 松本充豊「台湾の半大統領制における政策決定—兩岸經濟協力枠組み協定（ECFA）の事例を中心に」『東洋文化』94号（2014年3月）、43-52ページ。

る。「92年コンセンサス」とは、1992年の香港会談の席上、海基会と海協会が口頭で交わした合意だとされるが、事実が確認できる証拠はない。実は、国共間でも説明に差異がある。国民党は合意の内容を、「一個中国・各自表述」だとし、「一つの中国」の意味については双方が口頭で異なる解釈を述べることができる、と説明している。しかし、中国側では、「92年コンセンサス」とは「一つの中国」原則であるとしか述べていない。ただし、「一つの中国とは中華民国であり、その中に二つの地域がある」と公言する馬総統に対し、中国はこれに反論せず黙認していることから、共産党も実態として「各自表述」を受け入れているといえる。つまり、ここでは異なる定義、ひいては歴史認識の違いを認める柔軟性を示しているのである。

しかし、このような馬政権の親中的政策に対して、近年、台湾では住民からの不満が高まっていた。ECFAの具体化協議であり2013年6月に締結された兩岸サービス貿易協定の審議については、2014年3月の学生による立法院占拠事件（一般に「太陽花運動（ひまわり運動）」と呼ばれる。）以降、頓挫したままとなっている。協定の発効には、立法院に提出された「兩岸協議監督条例」案の成立が条件づけられたからである。「ひまわり運動」は、急速に進展する兩岸関係の政治過程に対して透明性や説明責任を求める抗議活動であったが、その背景には、経済の一体化により中国が台湾政治への干渉を拡大し、台湾の主権や主体性が侵害されるのではないかという不信感、警戒感がある。多くの台湾人は、大陸との経済関係から利益を得ているのは一部の特定層だけだと感じており、特に若い世代では、大卒年収の低下、不動産価格の上昇など社会格差への不満が高まっている。街中に増える大陸からの中国人と接触する機会が増え

るにつれて、台湾人アイデンティティがかえって高まってきたと見られる¹⁰。同年11月の統一地方選挙では、国民党が大敗し、台湾人意識や民主主義を訴える民進党が躍進した。党の基本主張として台湾独立を掲げる民進党は、「一つの中国」を原則とする「92年コンセンサス」を受け入れることはできず、その存在を認めていない。そこで、民進党は「两岸協議監督条例」など两岸交流協議を透明化させる法整備によって、大陸との関係に一定の歯止めをかけようとしている。

三 TPP/RCEP への布石－ニュージーランド、シンガポールとの FTA 締結

2014年1月の段階で、台湾が締結している FTA 及び、それと類似の性質を有する ECA（経済合作協定）の総数は7つあるが、これらは、3つのグループに大きく分けられる。第1グループは、陳水扁期の2002年、台湾が WTO の正式加盟後に、正式な外交関係のある諸国との間で締結された4つの FTA である。相手国（締結年）はパナマ（2004年）、グアテマラ（2006年）、ニカラグア（2008年）、エルサルバドル・ホンデュラスとの三国協定（2008年）である。第2グループは、既に述べた中国大陸との間の経済協力関係であり、2010年に締結された中国大陸との協力枠組み協定（ECFA）と、具体化協議の取り決めである。

そして、第3グループとして、ECFA 以後、2013年に締結された2つの ECA がある。7月にニュージーランドの民間交流機関との間で締結された「臺紐経済合作協定」(Agreement between New Zealand and

¹⁰ 松田康博「馬英九政権下の中台関係（2008-2013）－経済的依存から政治的依存へ？」『東洋文化』94号（2014年3月）、220-221ページ。

the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu on Economic Cooperation, ANZTEC)、および、11月にシンガポールの民間交流機関との間で締結された「臺星經濟夥伴協定」(Agreement between Singapore and the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu on Economic Cooperation, ASTEP)である。これらは、政府間ではなく「民間」協定という形式ではあるが、台湾と外交関係のないアジア太平洋諸国の間で締結された初めての包括的FTAである。書面上の名義はWTOやAPECと同じく、「台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税領域」(The Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu, TPKM)を使用している。

この他に、包括的FTAではないが注目すべき事例として、日本との分野限定型の協力取り決めがある。台湾は日本との間で2011年9月、「台日投資協議」(「民間投資取り決め」)を締結した。日台相互の投資家に「内国民待遇」や「最恵国待遇」に相当する無差別待遇を付与する投資自由化を規定している同取り決めは、1972年の断交以来、画期的に高いレベルの内容を備えている。その他にも、同年11月には日台間での民間航空会社が航路開設を自由に決定できるオープンスカイ協定が締結された。これらは2012年の総統選において馬政権の成果として強調された。再選後の2013年11月には「電子商取引取決め」「特許等優先権書類電子的交換覚書」「薬事規制協力取決め」「鉄道交流了解覚書」「航空機捜索救難協力取決め」などが一気に締結された。これらの日台経済社会関係の進展を指して、馬政権は日本とは過去40年間で最も良好な関係であることをアピールしている¹¹。

¹¹ 福田円「ポスト民主化台湾と日本—関係の制度化と緊密化」『東洋文化』94号(2014年3月)、109~111ページ。

馬政権が2014年になってTPP/RCEP加盟を大きく打ち出したのは、現実的な加盟の意思を示すにあたり最低限必要な実績、つまり前述した現行TPP/RCEP交渉参加国との包括的FTA締結（ニュージーランド、シンガポール）を成功させたからだといえる。さらに、重要な隣国である日本との機能的協力関係の強化も有利な条件となった。これらの国家を先陣として、必要な他交渉国の支持を全て確保できれば、台湾のメガFTA加盟の可能性が生まれると考えられる。ここでは、突破口となったニュージーランド、シンガポールとのFTAについて経緯や内容を確認しておきたい。

2013年7月、台北ニュージーランド商工弁事処、および駐ニュージーランド台北経済文化代表処の両代表は、ウェリントンのヴィクトリア大学にてANZTECの署名式を行った。合計25章から構成される同協定は、物品貿易、原産地規則、税務プロセスと協力、海外へのサービス貿易、投資、政府調達、争議の解決、技術的な貿易障害、衛生植物検疫、電子商取引、競争政策、知的財産権、労働者、環境、先住民、映画・テレビの共同制作など非常に幅広く包括的である¹²。台湾にとっては、ニュージーランドとのFTAの質と水準を、最低限TPPに合わせて仕上げるのが、地域経済統合に名乗りを挙げる上で、非常に重要であったといえる。台湾側の交渉チームも内政部、外交部、財政部、教育部、法務部、交通部、文化部、行政院衛生署、行政院環境保護署、行政院金融監督管理委員会、農業委員会、労工委員会、公平交易委員会、公共工程委員会、原住民族委員会、国家通訊傳播委員会、および經濟部とオール台湾体制で連携し、

¹² 協定内容については、台湾經濟部国際貿易局ウェブサイトを参照。「臺紐經濟合作協定（ANZTEC）相關資訊」、http://www.moea.gov.tw/TNE/main/content/SubMenu.aspx?menu_id=3628（2016年3月24日アクセス）。

国内措置に踏み込む姿勢を見せた。

馬総統は、ANZTEC の調印祝賀レセプションの席上、「ニュージーランドは台湾と経済協力協定を交わした初めての先進国であり、非国交国であり、南半球の国である。この協定は、環境保護および持続可能な発展に関する 132 項目など、WTO の基準を超える内容である「WTO プラス」を盛り込んでおり、世界でも前例は少ない。また、オープンスカイ（航空自由化）や映像作品制作、先住民間の協力を定めた章など画期的な内容も含まれ、極めて独創的である。さらに同協定は、3 年前に中国大陸と結んだ ECFA 以来、正式な国交を持たない経済体と結んだ初めての協定となった」と、数多くの「初」を強調した¹³。ちなみに、先住民に関する協力を含む FTA はニュージーランドにとっても初めてである。

一方、シンガポールとの ASETP は、2013 年 11 月、シンガポールにて、シンガポール貿易事務所と台北代表処の代表により署名式が行われた。ニュージーランドよりも交渉開始や終結が早かったにもかかわらず調印が遅れた。その理由について、関税撤廃をより長期的段階にするよう要求した、サービス分野で譲歩しなかった、など台湾側の責任が指摘されている¹⁴。一方で、台湾内で批准が遅れている兩岸サービス貿易協定を早く通過させるために、中国がシンガポールに圧力をかけて署名を遅らせたのではないかとの推測もあった¹⁵。ASTEP は、物品市場アクセス、越境サービス、政府調達、電子商取

¹³ “Ma praises Taiwan-NZ economic cooperation pact,” *Taiwan Today*, An official website of Republic of China (Taiwan), July 17, 2013, <http://taiwantoday.tw/ct.asp?xItem=207421&ctNode=165> (2016 年 3 月 24 日アクセス)。

¹⁴ “Taiwan, Singapore sign free-trade pact,” *Taipei Times*, Nov 8, 2013; “Singaporean delay will affect others,” *Taipei Times*, Nov 17, 2013.

¹⁵ “Progress made on New Zealand pact,” *Taipei Times*, Oct 17, 2013.

引、貿易の技術的障害、貿易救済、投資、競争政策、原産地規則、衛生植物検疫、知的所有権、紛争解決など17章からなる¹⁶。馬総統は祝賀パーティの席上、ASTEPは、外交関係のない国家との間でのトップ・クオリティのFTAだとした上で、ANZTEC、日本との投資協定と並び、台湾がアジア太平洋地域での経済統合に参入するステップであり、自分が約束してきたECFAの成果だと語っている¹⁷。署名後の記者会見において、林永楽外交部長は、「ASETPがきっかけとなってドミノ効果を引き起こせるかもしれない」とも付け加えた¹⁸。ASEAN諸国との最初のFTAであることから、今後、ASEAN経済共同体とのFTA、そしてRCEP加盟を期待しての発言であった。

これらの協定に対して、中国はどのように反応したのか。ANZTECの交渉に関して中国の対応はきわめて肯定的だった。新華網では、ニュージーランドと「中国の台湾地区」との協定締結は、両「エコノミー」間の経済関係を活性化するものだと伝えている¹⁹。華春瑩外交部報道官は、ANZTECは台湾の対外関係に対して「合理的で公正な（reasonable and fair）アレンジメント」がなされた例だとし、ニュージーランドが中国との関係を健全に保つ上で必要な「一つの中国」原則を忠実に実行したと評価した²⁰。シンガポールとのASTEP締結

¹⁶ 協定内容については、台湾經濟部国際貿易局ウェブサイトを参照。「臺灣 ECA/FTA 總入口網」、<http://fta.trade.gov.tw/ftapage.asp?k=2&p=9&n=100>（2015年9月24日アクセス）。

¹⁷ “President hails ASTEP Singapore free-trade deal,” *Taipei Times*, Nov 8, 2013.

¹⁸ “Taiwan, Singapore sign free-trade pact,” *Taipei Times*, Nov 8, 2013.

¹⁹ “New Zealand, Chinese Taipei sign economic cooperation agreement,” *Xinhua*, Sep, 7, 2013, http://news.xinhuanet.com/english/china/2013-07/10/c_132529518.htm（2016年3月25日アクセス）。

²⁰ Cindy Wang, “China Thaw Lets Taiwan Expand Trade Deals to Add Singapore,” *Bloomberg*, <http://www.bloomberg.com/news/articles/2013-11-07/china-thaw-allows-taiwan-to-expand-tr>

に關しても、洪磊外交部報道官は「經濟、貿易、文化領域で台湾と關係を結ぶことは問題ない。しかし、公式な政府間關係に發展させることはあってはならない」という従来からの原則的立場を述べるにとどまり、反論しなかった²¹。

中国が態度を緩和させた理由については、以下のように考えられる。

第 1 に、協定の名義に關して政府が關与する公式性を徹底的に避け、あくまで民間・非公式の建前を守ったことである。名義の問題は重要で、過去にも陳水扁期に台湾がシンガポールと FTA 交渉を行っていたことがあったが、台湾側が名義の問題に執着したため中国からの干渉を招き、交渉が頓挫した経緯があった。しかし、馬政権の方針により今回は初めから名義は争点とならなかった。台湾や中華民国といった表現を入れることなく、WTO や APEC で使用している「台湾・澎湖・金門・馬祖個別關稅領域 (TPKM)」を正式名、Chinese Taipei を通称とすることで問題は起こらなかった。さらに、交渉・締結の主体も、政府組織ではなく民間交流窓口が行った。ANZTEC では、締結場所も大学のような場所を選んで非政治的な外見を貫いた。実際には、ウェリントンでの署名式を、台北から外交部長、經濟部長が、生中継映像で見守り、引き続き公式記者会見、祝賀会を行うという形式を取った。

第 2 に、交渉過程において、中国・台湾・締結国の 3 者が連絡調整できる体制になっていたことである。ニュージーランドとシンガポールはともに中国との間で既に FTA を締結している特別な国家であり、そのことが、3 者の關係の在り方を中国が望む形に仕上げるこ

ade-deals-to-add-singapore (2016 年 3 月 25 日アクセス)。

²¹ Ibid.

とを可能にしたのである。ニュージーランドは、2008年、中国にとって最初のOECD加盟国とのFTA締結国となった。同FTAは中国にとっても初めての包括的協定であり、物品貿易に加えてサービス貿易、投資、知的財産権、人の移動などの分野を含んでいた²²。労働・環境協力に関しても「大まかに拘束する」協定として別途MoUを締結している。実際、ニュージーランドは先進国の中で、中国とのWTO加盟に関する二国間交渉を完了させた最初の国、中国の完全な市場経済の地位を認めた最初の国、中国と自由貿易区に関する交渉を行った最初の国であり、FTA早期締結はリアリスト国家である中国からの恩賞(rewarding)だという見解もある²³。ニュージーランドとのFTAは、台湾だけでなく実は中国にとっても先進的な「初」を達成していたのである。それゆえ、ANZTECの先進性も中国にとっては特別な驚きではなく、十分に許容範囲であったと考えられる。実際、ニュージーランド側も良好な中国との関係にかなり配慮しており、ANZTECを締結するために、わざわざ前もって2010年8月に香港との間での経済連携協定(New Zealand-Hong Kong, China Closer Economic Partnership Agreement)を締結したほどであった²⁴。

また、シンガポールも、台湾だけではなく実は中国にとっても最初の東アジアでの包括的FTA締結国であった。物品、サービス貿易、投資、原産地規則、衛生検査と貿易・検疫、技術的貿易障害、紛争

²² 2004年12月に交渉が開始され、2008年4月に調印、同年10月に発効している。内容については、“China FTA Network, China-New Zealand FTA,” <http://fta.mofcom.gov.cn/topic/ennewzealand.shtml> を参照(2016年3月24日アクセス)。

²³ S. Hoadly and J. Yang, “China’s Free Trade Negotiations: Economics, Security, and Diplomacy,” in Saori N. Katada and Mireya Solis eds., *Cross Regional Trade and Diplomacy: Understanding Permeated Regionalism in East Asia*, Springer, Germany, p. 135.

²⁴ Jason Young, “Space for Taiwan in regional economic integration: Cooperation and partnership with New Zealand and Singapore,” *Political Science*, 2014, Vol 66(1), p. 15.

の解決、知的所有権など幅広い分野が含まれている²⁵。シンガポールはFTAに積極的な国家として知られるが、中国との二国間FTAは、他のASEAN諸国からの厳しい批判を受けながらの決定であった。ASEANは対中国政策を伝統的に協調させており、現行の中国・ASEAN間FTA(ACFTA)を超えての二国間レベルでのFTA締結は、団結を損ねる単独行動でありASEAN共同体結成への不安材料だとして批判を受けたのである²⁶。逆に中国側から見ると、シンガポールはASEANの枠を超えて接近してくれた例外的な友好国だといえる。

このように、ニュージーランド、シンガポールとのFTAは、確かにTPP/RCEPに向けて踏み出した重大な第一歩ではあるが、中国の監視による青信号の下で歩いた最大幅であったと見ることもできる。楽観的に見るか悲観的に見るかで評価は変わってくるが、いずれにしても馬政権の成果であり、台湾の今後のFTA政策の選択の幅を広げたことは間違いない。

四 TPP/RCEP への加盟の可能性

馬政権は地域経済統合参入政策を対中協調政策との二段構えで進めてきた。そのことがTPP単独ではなくRCEPとの同時推進政策につながったと考えられる。実際、ニュージーランド、シンガポールとのFTA交渉を進めていた時期には、同時並行で中国大陸との間でサービス貿易協定など重要な交渉を行っており、中国とのサービス貿易協定の締結は、他国とのFTA交渉のために不可欠だとして説明

²⁵ 2006年10月に交渉を開始、2008年10月調印、2009年1月に発効している。内容については、“China FTA Network, China-Singapore FTA,” <http://fta.mofcom.gov.cn/topic/ensingapore.shtml> を参照（2016年3月24日アクセス）。

²⁶ 田村慶子「ASEAN共同体とシンガポール」日本国際政治学会編『日本の国際政治学 3 地域から見た国際政治』（有斐閣、2009年）、97-115ページ。

されていた。このような関係上、地域経済統合政策の目標として中国が入っていないTPPだけを掲げるわけにはいかなかったのだろう。バランスを取って、中国が積極的に推進しているRCEPも同時に名前を挙げておくという馬政権の慎重な判断が働いていると思われる。

また、TPPとRCEPがもたらす経済効果を比較した場合、実はRCEPの方が高い数字を示している。台湾貿易に占めるTPP交渉参加12カ国の貿易額は約34%、RCEP交渉参加16カ国の貿易額は約57%を占めている²⁷。また、2003~2013年の台湾からの投資額に占めるTPP交渉参加国の総額の割合は約16%、RCEPでは実に約83%に上る²⁸。数字だけ見れば、RCEPの方が高いのである。言い換えれば、いかに台湾と中国大陸との貿易投資関係が密接であるか、台湾がいかに中国経済に依存しているか、ということである。そして、この事実こそが、TPPとRCEPは台湾の将来にとっては全く異なる方向性を導く可能性があることを示している。台湾にとって、TPPは中国依存の経済構造から脱却し、貿易相手を多様化し中国を相対化させる効果を持つ。反対にRCEPは中国依存の構造をさらに強化する可能性がある。つまり、台湾にとってTPP/RCEPとは、大陸との経済関係を相対的に按配できる手段となっている。それゆえ、根本的には対中政策ともいえるのである。

日本と同じく東アジア・アジア太平洋という2つの地域範囲²⁹に属する台湾にとって、TPPとRCEPと同時に参加できれば、これほど

²⁷ “Taiwan Indispensable Partner in TPP RCEP,” *Bureau of Foreign Trade*, <http://www.trade.gov.tw/english/Pages/List.aspx?nodeID=1142> (2016年3月24日アクセス)。

²⁸ Ibid.

²⁹ 両地域の概念形成、及び競合的な発展過程については、寺田貴『東アジアとアジア太平洋：競合する地域統合』（東京大学出版会、2013年）に詳しい。

最良の結果はないだろう。グローバルな自由貿易の実現、アジア太平洋地域の経済統合、というような究極的な目標において、TPP と RCEP は必ずしも対立する存在ではない。重層的に協力枠組みが並走するアジアの地域統合の発展過程では、「開かれた地域主義」の下、並走する枠組み同士が相互に「強化」「補完」という言説も繰り返して確認され、そのことにより対立を回避しうる協調的な規範的空間が形成されてきた³⁰。実際、両方の枠組みに入っている日本は、TPP と RCEP が共に FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）実現に寄与するという意義を認めている³¹。

しかし、アジア太平洋地域では、近年、南シナ海などで中国による挑発的行動が目立ち、米国がリバランス政策で対抗するなど安全保障面での環境が大きく変化した。2014年11月の中共外事工作会議において習近平は、「新たな形勢の下、中国の対外活動はさらに新しい理念の堅持を必要としている。中国は必ずや『中国の特色ある大国外交』を持たなければならない」と語っているが、これは、冷戦後に鄧小平が指示した「韜光養晦（能力を隠して時を待つ）」方針からの明らかな方向転換である。実際、習近平政権はアジアインフラ投資銀行（AIIB）の創設、「一帯一路」の提唱、アジア信頼醸成措置会議（CICA）の強化など、次々に地域的イニシアチブを確信的に推進してきた。それに伴い、元来は、地域経済統合の話であった TPP も、中国を牽制するルールづくりとしての戦略性が高まっている。たとえば、2015年10月の TPP 大筋合意に際して米国のバラク・オバマ大統領は、「中国のような我々と価値を共有しない国に世界経

³⁰ 大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』（有斐閣、2013年）、84-98ページ。

³¹ 「東アジア包括的地域連携(RCEP)」外務省、2013年8月、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/pdfs/rcep.pdf>（2016年3月24日アクセス）。

済のルールを書かせることはできない」とコメントしている³²。日本の安倍晋三首相も記者会見で、中国を名指しすることはなかったものの、「日本とアメリカがリードして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった価値を共有する国々と共に、このアジア・太平洋に、自由と繁栄の海を築き上げる。」と戦略的側面を真っ先に強調した³³。

実際、TPPとRCEPの枠組みには対立的な要素も見受けられる。米国が推進しているTPPは「21世紀のFTA」と位置付けられ、高い自由化レベルとともに21分野にわたる包括的な内容でのルール作りを重視している。その中には、国営企業の規制など国家の市場への関与、つまり途上国型の国家資本主義を抑制する内容も含まれている。一方、RCEPでは、制度的にはASEANの中心性が謳われているが、圧倒的な経済力を持つ中国が交渉では発言力が強い。既存のASEAN+1より高いレベルの自由化を目標とし、交渉分野は8分野と包括的ではあるがTPPよりもかなり少ない。その上、交渉原則の中には、特別かつ異なる待遇、ASEAN後発国への追加的柔軟性など、途上国への配慮が見られる。保護主義や内政不干渉を許容できる性格になっている。

このような地域変動の中で、台湾のTPP/RCEPへの加盟は、理論的にはどのような経緯や方法が考えられるだろうか。ここではごく大まかにリベラリズムとリアリズムという基本的な国際関係理論に

³² “The Trans-Pacific Partnership, What You Need to Know about President Obama’s Trade Agreement,” *The WHITE HOUSE*, <https://www.whitehouse.gov/issues/economy/trade> (2016年3月25日アクセス)。

³³ 「安倍内閣総理大臣記者会見」首相官邸、2015年10月6日、http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2015/1006kaiken.html (2016年3月25日アクセス)。

基づいて整理してみたい³⁴。

最初に、民間経済アクターも国家同様に主要なアクターと見做し、国際制度や規範が国家の行動を拘束すると考えるリベラリズムに基づいて考えてみる。台湾は WTO の正式メンバーであることから、WTO が推進する自由貿易制度の恩恵を平等に受ける方法が考えられる。しかし、WTO の交渉ラウンドが進展しないことから、各国独自の判断による二国間、多国間の FTA 締結が活発化、常態化してきたのである。台湾だけが大変な労力を払い WTO 主体の交渉を復活させることは非現実的だろう。とはいえ、TPP には WTO の立て直し戦略という意味合いもある³⁵。再びグローバルなルールを支える多国間体制としての WTO の意義や有用性が再認識され強い制度組織として復活するならば、台湾のチャンスは広がる。

また、台湾は APEC のメンバーであることから、APEC の枠組みから FTA の恩恵を受ける経路も考えられる。APEC は元来、法的拘束力ではなく自主努力による協力体であったが、2010 年以降は最終目標として FTAAP という包括的な自由貿易協定の締結を掲げて制度化に向かう傾向にある。しかし、現実として APEC の 21 メンバーが同時一斉に FTAAP 交渉を開始するのではなく、現在交渉中の TPP がその礎とされている³⁶。ところが、APEC メンバーであれば自動的

³⁴ ここでは、国際政治の教科書によく使われるリアリズム、リベラリズムのパラダイムの特徴に基づいて議論する。これは、主な主体とその公理（人間の欲求、主体の目標やその達成手段、主体間の相互作用のプロセス）によって導かれた理論体系の整理である。ジョセフ・S・ナイ・ジュニア・デビッド・A・ウェルチ『国際紛争—理論と歴史 原著第8版』田中明彦・村田晃嗣訳（有斐閣、2011年）、80ページの表を参照する。

³⁵ 渡邊頼純「メガ FTA の潮流と世界貿易体制」石川幸一、馬田啓一、高橋俊樹編『メガ FTA 時代の新通商戦略—現状と課題』（文眞堂、2015年）、14ページ。

³⁶ APEC では、加盟国全部が参加しなくても一部だけでプロジェクトを先行し、他国は

に TPP 交渉に加盟できるわけではない。現交渉参加国のコンセンサスによって交渉参加が初めて許可されるのである。従って、台湾の参加について、現時点で交渉参加国ではない中国からの同意や了承を取り付ける必要はない。同様に制度的には、他交渉国が台湾の参加について中国に相談し許可を得る必要もない。APEC の枠の中では中国も台湾も対等の「エコノミー」資格であり、メンバー間に上下関係は存在しない。

国際規範面でいえば、WTO と APEC の正式メンバーである台湾にとって FTA 締結は選択ではなく義務である、と主張することは十分に理に適っている。さらに、正式メンバーである台湾を差別してはいけないという「規範」が十分行き渡った上で、他のアクターが行動するようになれば、コンストラクティビズムの観点からも台湾の地域経済統合参加を説明できる日が来るだろう。

他方、RCEP を考える場合、制度上、TPP よりは台湾加盟のハードルは高くなる。RCEP の構想は、ASEAN+3（日中韓）、あるいは 6（日中韓+インド、オーストラリア、ニュージーランド）という主権国家を参加資格とする東アジアの協力枠組みに由来する。ASEAN 以外の国家は、全て ASEAN との間で「ASEAN+1」と呼ばれる FTA を締結している。RCEP は、ASEAN が推進者となって、FTA パートナー諸国をつなげて広域多国間 FTA を創設する試みとして発足した。RCEP の交渉基本文書を読むと、「RCEP 協定には、交渉に参加しなかった FTA パートナー国、及び域外経済パートナーが参加できるよう開かれた加盟条項が設けられる」と書かれている³⁷。ASEAN 内の

後から参加してもよいという「Path Finder アプローチ」が 2001 年に採択された。2008 年、米国は FTAAP 成立に向けて TPP を先遣隊とする役割を見出した。馬田啓一「TPP 交渉とアジア太平洋の通商秩序」『国際問題』No. 632（2014 年 6 月）、6 ページ。

³⁷ 「東アジア包括的経済連携(RCEP)交渉の基本指針及び目的」外務省、<http://www.mofa>。

文書でも、「external economic partners」は FTA パートナーと同等の加盟資格があるように書かれており³⁸、解釈によっては主権国家ではない台湾、香港も含まれる。つまり、定義は明確ではないものの、今後の台湾の加盟を許容する柔軟性は備えている。とはいえ、ASEAN 諸国はもちろんのこと RCEP の全参加国は、「一つの中国とは中華人民共和国である」「台湾は中国の一部」という中国の原則的主張を受け入れて外交関係を維持している。それゆえ、RCEP の主要参加国でもある中国の了承や同意を得ることなく、台湾が ASEAN と直接 FTA を締結し、それを根拠に RCEP に参加することは困難であろう。現実的には中国側の了解や妥協を引き出した上で、ASEAN と交渉することになる。

次に、国家は生存のためパワーと利益を拡大するというリアリズムの枠組みに基づいて加盟の可能性を考えてみよう。この場合、主権国家としての地位を持たない台湾が、地域大国のパワーの恩恵を受けて参加を実現する経路を描くことになる。台湾が選択する大国パワーとは、具体的には米国か中国であり、TPP か RCEP かというゼロサム・ゲーム的対立構造になる可能性もある。

中国は「核心的利益」である台湾統一を果たすため、軍事的威嚇

go.jp/mofaj/press/release/24/11/pdfs/20121120_03_03.pdf (2016年3月25日アクセス)。

³⁸ たとえば、ASEAN ウェブサイト上の、ASEAN Framework for Regional Comprehensive Economic Partnership に見られる以下のような表現には、主権国家を意味する“states”は使われていない：“Resolve to establish an ASEAN-led process by setting out principles under which ASEAN will engage interested ASEAN FTA partners in establishing a regional comprehensive economic partnership agreement and, subsequently, with other external economic partners”, “Agree to engage ASEAN FTA partners and other external economic partners to establish comprehensive economic partnership agreements.” http://www.asean.org/?static_post=asean-framework-for-regional-comprehensive-economic-partnership (2016年3月24日アクセス)。

も辞さずに台湾に対して圧力をかけてくるだろう。その結果、台湾は「中国の一部」、あるいは「一つの中国における二つめの制度」など、中国の原則的主張を受け入れる形で、RCEP など中国が参加している枠組みに間接的に参加することは可能となろう。TPP には中国がまず参加した後、あるいは香港との同時加盟など、いずれにせよ中国の差配によって参加することになるだろう。しかし、このシナリオは台湾住民の望む「現状維持」からは外れて、実質的な「統一」ベクトルにシフトすることを意味する。それはアジア太平洋でのパワーバランスの重大な変化につながり、米国が簡単に受け入れられることではない。

米国は、中国へのリバランス政策の観点から、台湾の地理的戦略的重要性を再評価し、中国からの影響の排除を目指す。つまりは台湾の「独立性」の維持を徹底して事実上の米台同盟関係を築くために、米国は積極的に関係の格上げ、強化を目指す。そして、中国が参加していない米国主導の枠組み、つまり TPP に積極的に参加をさせるという方向性が考えられる。「一つの中国」を唱える米中関係の外交原則に依拠すると、米台両者が公式な政治協定を締結することは困難だが、民間窓口同士の経済社会関係の形式で FTA を締結することは自由である。まずはロー・ポリティクス領域で協定を締結し、秘密裡に中国を出し抜いて政治安全保障に係る協議にレベルアップする、という裏切りのシナリオを、リアリズム理論は必ずしも否定しない。また、その行動を正当化するために、1972年の上海コミュニケ、1979年の米中国交樹立文書において、台湾は中国の不可分の領土の一部だとする中国の主張を、米国は「認識(acknowledge)」しているだけで「承認(recognize)」しておらず、日本やフィリピン

のように「十分理解し尊重（fully understand and respect）」しているわけでもない、と強弁することも可能である³⁹。しかし、このシナリオは台湾住民の主体的意思に反して、相対的に「独立」ベクトルに動くことになり、その結果、台湾海峡の緊張は一気に高まるであろう。中国が「反国家分裂法」を根拠にした強硬手段を取れば、台湾海峡の平和は崩れる。

これらの議論をまとめると表1のようになる。

表1 台湾の TPP/RCEP 加盟実現の可能性

		TPP	RCEP
制度や規範に基づく加盟（リベラリズム的）	実現の可能性	高い。中国とは関係なく、加盟のための根拠を備えている。	低い。加盟には中国の同意が必要となり、政治的要素が強く働く。
	「現状維持」への影響	小さい。中台関係とは次元の違う地域経済統合プロセスである。	不明。中国の判断と行動に委ねられる。
米中のパワーゲームに基づく加盟（リアリズム的）	実現の可能性	米国のリバランス政策の文脈として、ありうる。	中国の統一政策の文脈として、ありうる。
	「現状維持」への影響	大きい。実質的な米台同盟化・独立性が高まる。	大きい。対中依存の深化・中国との統一性が高まる。

（出典）筆者作成。

このように、いずれにしても、台湾の TPP/RCEP 加盟へのプロセスは、極端にいうと中国を無視するか、中国に従うかという決断を

³⁹ 米国側の acknowledge について、1972 年の上海コミュニケにおける中国語正文では「認識」と訳されていたが、1979 年の外交関係樹立文書では「承認」と訳されていた。解釈を曖昧にさせている部分である。

迫られる。TPP参加のためにはいずれの場合も最終的には中国を無視する必要があるが、パワーではなく制度に基づいて無視する方が、「現状維持」へのダメージが少ない。

五 おわりに

馬政権のFTA政策は、中国大陸との関係改善を前提に地域経済統合への参入を目指す方法論であった。TPPに加えてRCEPの同時推進を打ち出したことからわかるように、慎重で漸進的な政策であったといえる。中国の許容範囲内で、ニュージーランド、シンガポールという小国とのFTA、日本との間でも分野限定型の機能的協定という小さな既成事実と成果を積み上げた。兩岸交渉の運営原理でもある「先易後難（易しいことを先に、難しいことは後回し）」を地域FTA政策でも実践しているといえる。これは、目の前の確実な実利を目指す小国優先方式、あるいは積み上げ方式ともいえる慎重なアプローチであった。決定的対立を回避し、漸進性に重点を置くという点で、ASEAN WayやAPECプロセスとも共通点を持つアジア的なアプローチだともいえる。

TPP/RCEPの同時推進を掲げる馬政権の方針は、アジア太平洋地域の秩序構築をめぐる米中間の対立的様相から見て、短期的には相反する道のりのように見える。しかし、この慎重で漸進的なアプローチ自体は、地域の平和と安定という観点からは十分評価できるものであろう。馬政権の成果であるANZTECとASTEPAによって、台湾は、TPP型のハイ・クオリティFTA交渉実務を経験し、今後の地域経済統合政策の選択肢を増やした。問題は、これから先の選択である。

台湾は、住民の最も強い希望である「現状維持」の線に沿って、TPPとRCEPへの加盟を考えなければならない。地域覇権を争う米

中両大国のパワーゲームの駒となることなく、民間人同士の社会関係をベースにした市場経済の統合に参加することで、利益と繁栄を獲得することが必要である。台湾は、グローバルな市民社会アクターとして、自由や民主主義、市場経済、法の支配といった普遍的価値に基づいた行動を貫くことで、国際社会での安全を確保していくことができる。

結論として、参加のための論理や制度が整っている TPP を最優先として、加盟交渉を重点的に推進することが望ましい。グローバルに通用する主張と方法論で国際制度に従って、中国に遠慮することなく堂々と準備を進めてもかまわないのである。結果的に、TPP は馬政権下で中国寄りにシフトした台湾の「現状」の軸を、民意に合わせて再修正する手段となるだろう。しかし、それは直ちに「独立」や「米国」への政治的シフトを意味するわけではない。まずはニュートラルな位置に戻した後、台湾住民の選択が続いていくだけである。

台湾が TPP に加盟するためには、今後は中国と FTA を締結していない国家の理解と協力が必要となってくる。その前段階として二国間 FTA 交渉も想定される。ANZTEC、ASTEP は台湾の FTA 締結方式に 1 つのモデルを示したが、中国と FTA のない国家との交渉を開始するには、中国を刺激しない新しい工夫が必要である。米国のような目立つ国家とは、两岸 ECFA のようにまずは枠組み合意の民間協定から始めて、後から協議を具現化していく方法もある。あるいは日台関係のように機能的協力の取り決めを地道に積み重ねていく方法もある。波乱をおこさないような穏健な中小国とは理想的な包括的 FTA に取り組めるかもしれない。また、中国との間で紛争を抱える国家との間には、有利な展開がありうるかもしれない。台湾側の慎重な努力に加えて、周辺各国が台湾の難しい立場を理解し粘り強

くレベルな制度主義的行動に徹することができれば、台湾を差別しない理想的な地域経済統合を実現できる。それは地域の繁栄だけではなく、米中パワーゲームをも牽制しうる、経済相互依存による平和安定に繋がる道となるだろう。

(寄稿：2016年1月16日、再審：2016年2月26日、採用：2016年3月30日)

台灣實踐參與 TPP/RCEP 政策之可能性

平川幸子

(早稻田大學留學中心副教授)

【摘要】

本文主要著眼於台灣馬英九政權的所推行之 FTA 政策，同時檢視其戰略性考量和成果，進而探察台灣參與 TPP/RCEP 之可能性。對台灣而言，推動加盟 TPP/RCEP，同時也能有效分散經濟上對中國高度依賴的風險，因此，從戰略性考量來看，加盟 TPP/RCEP 與其對中政策有著密不可分的關聯。馬英九政權以改善台灣與中國關係為前提，強調加入區域經濟整合體系為最佳手段，然而在政治傾向上，已帶給人既定且強烈的親中印象。今後亦將遵守國民的意向，以「維持現狀」路線為基底，推動 TPP/RCEP 政策。總結而言，台灣以參加 TPP/RCEP 為前提，將參加 TPP 的法理依據或制度整理臻於完善，可說是上乘之策。從各個面向分析參與 TPP 所衍生的問題，於美、中兩國而言，須先抽離美、中兩大國之博弈關係；就 TPP 之於台灣與中國關係而言，亦可預見是自外於國際體系中而立足於兩岸關係之上的談判系統；而若從國際制度的體系中觀察 TPP，參加 TPP 亦可以建立於民間人士之間的社群關係的基礎上，進而達成全球經濟市場整合之目標，推動加盟 TPP。於此同時，亦期望諸位全球化公民社會的推動者，應秉持以民主主義，自由經濟貿易體系，法理支配等普遍價值為基礎，推動整合全球體系，實現利益共享、繁榮社會、國家安全的目標的態度，致力於整合全球體系。

關鍵字：TPP、RCEP、維持現狀、國際制度、中美博弈

Taiwan's TPP/RCEP Policy and Its Possibilities of Realization

Sachiko Hirakawa

Associate Professor, Center for International Education, Waseda University

[Abstract]

This article examines the future policy direction of Taiwan's joining TPP/RCEP while reviewing recent FTA strategies and achievements of President Ma Ying-jeou. Since Taiwan can consider the effect of TPP/RCEP as a method of modifying its economic relations with the Mainland, its implication is inseparable from its basic Mainland policy. While President Ma believed Taiwan can enhance possibilities of participating in ongoing trends of regional economic integration primarily by appeasing with Mainland China, Taiwanese people saw it as an excessive leaning towards China. From this lesson, Taiwan needs to reconsider its TPP/RCEP policy with more serious attention to maintaining the "status-quo" in cross-strait relations. In conclusion, Taiwan should focus on TPP, which institutionally and logically qualifies Taiwan, an equal APEC member, for the accession. The process to join TPP can be independently managed from the unstable influence of Sino-US power politics and peculiar cross-strait relations. TPP is an international initiative to integrate market economies, in which private sectors play an important role. It essentially involves Taiwanese people despite Taiwan's lack of recognized sovereignty. For achieving its prosperity and security, Taiwan should behave as a globally institutionalized actor of civil society, which adheres to universal norms such as democracy, free trade, or rule of law.

Keywords: TPP, RCEP, status-quo, international institution, Sino-US power game

〈参考文献〉

- 「安倍内閣総理大臣記者会見」首相官邸、2015年10月6日、http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2015/1006kaiken.html (2016年3月25日アクセス)。
- 「世界の貿易ルール形成の動向」ジェトロ、42ページ、https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2014/pdf/2014-2_rev.pdf (2016年3月25日アクセス)。
- 「東アジア包括的経済連携 (RCEP) 交渉の基本指針及び目的」外務省、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/11/pdfs/20121120_03_03.pdf (2016年3月25日アクセス)。
- 「東アジア包括的地域連携 (RCEP)」外務省、2013年8月、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/pdfs/rcep.pdf> (2016年3月24日アクセス)。
- 「馬英九総統が『台湾外籍記者聯誼会 (TFCC)』講演会に出席」台北駐大阪経済弁事処ウェブサイト、2015年4月13日、http://web.roc-taiwan.org/jposa_ja/post/4290.html (2016年3月25日アクセス)。
- 馬田啓一「TPP交渉とアジア太平洋の通商秩序」『国際問題』No. 632 (2014年6月)、6ページ。
- 浦田秀次郎、平川幸子「東アジア FTA と国際政治—安全保障と経済のネットワーク」天兒慧、松岡俊二、平川幸子、堀内賢志編『アジア地域統合額 総説と資料』(勁草書房、2012年)。
- 大矢根聡編『コンストラクティヴィズムの国際関係論』(有斐閣、2013年)。
- ジョセフ・S・ナイ・ジュニア・デビッド・A・ウェルチ『国際紛争—理論と歴史 原著第8版』田中明彦・村田晃嗣訳(有斐閣、2011年)。
- 金堅敏「アジア地域経済統合における2つの潮流と台湾参加の可能性」『富士通総研レポート』No. 417 (June 2014)、<http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/research/2014/report-417.html> (2016年3月24日アクセス)、14~15ページ。
- 田村慶子「ASEAN 共同体とシンガポール」日本国際政治学会編『日本の国際政治学 3 地域から見た国際政治』(有斐閣、2009年)。
- 寺田貴『東アジアとアジア太平洋：競合する地域統合』(東京大学出版会、2013年)。
- 平川幸子『「二つの中国」と日本方式—外交ジレンマ解決の起源と応用』(勁草書房、2012年)。
- 平川幸子「アジア地域統合と中台問題」『国際政治』158号 (2009年10月)、158~160ページ。
- 福田円「ポスト民主化台湾と日本—関係の制度化と緊密化」『東洋文化』94号 (2014年3月)、109~111ページ。
- 松田康博「馬英九政権下の中台関係(2008-2013)—経済的依存から政治的依存へ?」『東洋文化』94号 (2014年3月)、220~221ページ。
- 松本充豊「台湾の半大統領制における政策決定—兩岸経済協力枠組み協定 (ECFA) の

- 事例を中心に」『東洋文化』94号（2014年3月）、43~52ページ。
- 渡邊頼純「メガ FTA の潮流と世界貿易体制」石川幸一、馬田啓一、高橋俊樹編『メガ FTA 時代の新通商戦略—現状と課題』（文眞堂、2015年）。
- 「臺紐經濟合作協定（ANZTEC）相關資訊」、http://www.moea.gov.tw/TNE/main/content/SubMenu.aspx?menu_id=3628（2016年3月24日アクセス）。
- 「臺灣 ECA/FTA 總入口網」、<http://fta.trade.gov.tw/ftapage.asp?k=2&p=9&n=100>（2015年9月24日アクセス）。
- “ASEAN Framework for Regional Comprehensive Economic Partnership,” ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS, http://www.asean.org/?static_post=asean-framework-for-regional-comprehensive-economic-partnership（2016年3月24日アクセス）。
- “China FTA Network, China-New Zealand FTA,” <http://fta.mofcom.gov.cn/topic/ennewzealand.shtml>（2016年3月24日アクセス）。
- “China FTA Network, China-Singapore FTA,” <http://fta.mofcom.gov.cn/topic/ensingapore.shtml>（2016年3月24日アクセス）。
- “Ma praises Taiwan-NZ economic cooperation pact,” *Taiwan Today*, An official website of Republic of China (Taiwan), July 17, 2013, <http://taiwantoday.tw/ct.asp?xItem=207421&ctNode=165>（2016年3月24日アクセス）。
- “New Zealand, Chinese Taipei sign economic cooperation agreement,” *Xinhua*, Sep, 7, 2013, http://news.xinhuanet.com/english/china/2013-07/10/c_132529518.htm（2016年3月25日アクセス）。
- “President hails ASTEP Singapore free-trade deal,” *Taipei Times*, Nov 8, 2013.
- “Progress made on New Zealand pact,” *Taipei Times*, Oct 17, 2013.
- “Singaporean delay will affect others,” *Taipei Times*, Nov 17, 2013.
- “Taiwan Indispensable Partner in TPP RCEP,” *Bureau of Foreign Trade*, <http://www.trade.gov.tw/english/Pages/List.aspx?nodeID=1142>（2016年3月24日アクセス）。
- “Taiwan, Singapore sign free-trade pact,” *Taipei Times*, Nov 8, 2013.
- “The Trans-Pacific Partnership, What You Need to Know about President Obama’s Trade Agreement,” The WHITE HOUSE, <https://www.whitehouse.gov/issues/economy/trade>（2016年3月25日アクセス）。
- “Trade Profiles,” WTO, <http://stat.wto.org/CountryProfile/WSDBCountryPFReporter.aspx?Language=E>（2016年3月24日アクセス）。
- Hoadly, S. and Yang, J., “China’s Free Trade Negotiations: Economics, Security, and Diplomacy,” in Katada, Saori N. and Solis, Mireya eds., *Cross Regional Trade Agreements: Understanding Permeated Regionalism in East Asia* (Berlin: Springer, 2008), p. 135.
- Katada, Saori N. and Solis, Mireya eds., *Cross Regional Trade Agreements: Understanding Permeated Regionalism in East Asia* (Berlin: Springer, 2008).
- Wang, Cindy, “China Thaw Lets Taiwan Expand Trade Deals to Add Singapore,” *Bloomberg*,

<http://www.bloomberg.com/news/articles/2013-11-07/china-thaw-allows-taiwan-to-expand-trade-deals-to-add-singapore> (2016 年 3 月 25 日アクセス)。

Young, Jason, “Space for Taiwan in regional economic integration: Cooperation and partnership with New Zealand and Singapore,” *Political Science*, 2014, Vol 66(1), p. 15.